

# 第9回 農業委員会総会 会議録

1	開 会	1
2	議 題	1
	(1)議事録署名委員の決定について	1
	(2)農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について	1
	議案第1号	1
	(3)農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について	2
	議案第2号	2
	(4)非農地証明について	3
	議案第3号	3
	(5)非農地通知について	4
	議案第4号	4
	(6)農地利用集積計画に係る意見決定について	5
	議案第5号	5
	議案第6号	5
	議案第7号	5
	議案第8号	6
	議案第9～12号	6
	その他	7
	・令和3年の委員会開催予定日の連絡	7
	・別段面積の検討	7
	・その他	7
3	閉 会	8

## ○ 出席者

会長	15番	渡邊	浩正		
会員	1番	手塚	みち子	2番	篠木 薫
	3番	福田	一紀	4番	町野 位夫
	5番	佐藤	栄一	6番	石塚 英好
	7番	渡邊	晴夫	8番	大野 文子
	9番	君島	道夫	10番	阿久津 正一
	11番	福田	英一	12番	渡辺 正明
	13番	揚石	明	14番	佐藤 喜久男

日 時 令和3年2月19日(金)16時00分  
場 所 第一委員会室

## 1 開 会

---

○議長（渡邊 浩正） 本総会の出席議員数は15名となり、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。それではただいまから第6回農業委員会総会を開催いたします。（16：00）

## 2 議 題

---

### (1) 議事録署名委員の決定について

---

○議長 会議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りをいたします。

（議長一任）

それでは議長より指名いたします。2番 篠木 薫 委員、14番 佐藤 喜久男 委員を指名します。指名のとおり御異議ございませんか。

（なし）

ありがとうございます。

### (2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

---

○議長 付議事件（3）、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る諸処分決定について、議題にします。

#### 議案第1号

---

まず、議案第1号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（和田 理男）

（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を当番

班班長、10番 阿久津 正一 委員お願いいたします。

○阿久津 正一委員 本日9時30分より、委員3名、事務局3名の計3名で、農地法3条1件、農地法第5条1件、非農地証明1件、非農地通知1件の現地調査を実施しました。

何ら問題ないと見てまいりましたが、詳細については、各当番委員が報告しますので、皆様の御審議よろしくお願いいたします。

○議長 はい、ありがとうございます。現地調査の総括的な報告が終わりました。次に、議案第1号の現地調査の詳細の報告を、10番 阿久津 正一 委員にお願いします。

○阿久津 正一 委員 それでは、現地案内図、1ページをお開きください。  
(申請地位置説明)

圃場は整備されており、経営規模拡大ということで問題ないとみてまいりました。皆様の審議よろしくお願いいたします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第1号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

(なし)

○議長 それでは、質問ございませんようですので、これより採決いたします。議案第1号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(3)農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

---

○議長 続いて付議事件(3)議案2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

議案第2号

---

○議長 つぎに、議案第2号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明はおわりました。次に、議案第2号の現地調査の詳細の報告を13番 揚石 明 委員にお願いします。

○揚石 明 委員 それでは、現地案内図をお開きください。

（申請地位置説明）該当地は用途地域内で、周辺は住宅地であり、周りの農地への影響はないと考え、やむを得ないとみてまいりました。皆さまの審議よろしくお願いいたします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第2号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

（なし）

○議長 それでは、質問ございませんようですので、これより採決いたします。議案第2号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

#### (4) 非農地証明について

---

○議長 続いて付議事件（4）議案3号 非農地証明について議題に供します。  
議案第3号

---

○議長 では議案第3号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明はおわりました。次に、議案第3号の現地調査の詳細の報告を8番 大野 文子 委員にお願いします。

○大野 文子 委員 それでは、現地案内図をお開きください。

（申請地位置説明）昭和41年ごろから宅地ということで、やむを得ないとみてまいりました。皆さまの審議よろしくお願いいたします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第4号について、質

疑意見等を求めます。ございませんか。

はい、5番佐藤委員お願いします。

○佐藤 栄一 委員 はい、5番、佐藤 です。所有者が矢板市となっていますが、適用除外案件ではないのですか？

○事務局（高塩 康幸） はい。適用除外対象は、道路や河川工事などが対象であり、市が所有するすべての農地に関するものではありません。

○佐藤 栄一 委員 はい、わかりました。

○議長 それでは、質問ございませんようですので、これより採決いたします。

議案第3号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(5) 非農地通知について

---

○議長 続いて付議事件（5）議案4号 非農地証明について議題に供します。  
議案第4号

---

○議長 では議案第4号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明はおわかりました。次に、議案第4号の現地調査の詳細の報告を13番 揚石 明 委員にお願いします。

○揚石 明 委員 それでは、現地案内図をお開きください。

（申請地位置説明）現地は山に囲まれており、沢のようで、日が当たりません。

農地として使えないのでやむを得ないと思います。皆さまの審議よろしくお願ひいたします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第4号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

(6) 農地利用集積計画に係る意見決定について

---

○議長 続きまして、付議事件(6) 農地利用集積計画に係る意見決定について、議題に供します。事務局の説明を求めます。

議案第5号

---

議案第5号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。(事務局説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。質疑意見等を求めます。ありませんか。ないようでしたら、これより採決をいたします。

議案第5号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

議案第6号

---

議案第6号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。(事務局説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。質疑意見等を求めます。ありませんか。ないようでしたら、これより採決をいたします。

議案第6号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

議案第7号

---

議案第7号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。(事務局説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。質疑意見等を求めます。ありませんか。

○石塚 英好 委員 地目が田畑となっているが？

○事務局 はい。これは台帳地目であり、現況は樹園地となっております。

○石塚 英好 委員 はい。わかりました。

○事務局長 ほかにないようでしたら、これより採決をいたします。

議案第7号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

#### 議案第8号

---

議案第8号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。(事務局説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。質疑意見等を求めます。ありませんか。ないようでしたら、これより採決をいたします。

議案第8号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

#### 議案第9～12号

---

議案第9～12号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 事務局です。(事務局説明)

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。質疑意見等を求めます。ありませんか。

○佐藤 栄一 委員 11号の利用期間が期間短いのはなぜですか？

○事務局 はい。今回についての理由は不明ですが、賃借料の関係などで短く設定する場合があります。

○議長 ほかにありますか。

○揚石 明 委員 11番の、使用賃借と、他の賃借の違いははなんですか？

○事務局 これは使用賃借権の間違いです。訂正をお願いします。

○議長 ほかにありますか。ないようでしたら、これより採決をいたします。

原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め原案のとおり決定をいたします。

その他

---

---

○議長 その他の事項について事務局の説明をお願いいたします。

・令和3年の委員会開催予定日の連絡

---

・別段面積の検討

---

・宅地付の農地を、より取得しやすくするため、農地法17条の2項により、指定の家屋に付随する農地を取得する際の下限面積をなしとする。

・指定の家屋とは、空き家バンクに登録されているもの及び定住促進補助金対象となったものとする。

上記二点について諮られた。

5番佐藤委員より、宅地前の農地が残ってしまうことを防げるため、ぜひやってほしいとの意見があった。

14番佐藤委員より、空き家とは、空き家バンクに登録したもののことかという質問があった。事務局より、空き家は空き家バンクに登録したものであり、並行して、定住促進補助金制度を含んでいくという説明があった。

5番佐藤委員より、いつから運用か確認され、事務局が令和3年4月からの予定であると回答した。

他に質問はなく、次回総会にて事務局が草案を作成し提示することとした。

・その他

---

農林課長より、人農地プランの話し合い結果が公表されたことの報告がなされた。



### 3 閉 会

---

○議長 以上をもちまして、農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

令和3年 月 日

議長

議事録署名員

議事録署名員